主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人伊藤幸人の上告趣意は、事実誤認、単なる訴訟法違反、量刑不当の主張であって、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

弁護人安斎保の上告趣意第一点は、判例違反をいうが、いかなる判例に相反するかを具体的に示していないから不適法であり、結局訴訟法違反の主張に帰し(なお、原判決は、弁護人らの量刑不当を主張する論旨は理由があるとして、この点で第一審判決を破棄し自ら判決をなすに当り、同判決挙示の証拠により同判決摘示事実と同一の罪となるべき事実を認定しているのであるから、所論第一審判決判示第六の事実についても誤認はない旨の判断を示した趣旨に解され、所論のような判断遺脱はない。)、同第二点は、事実誤認、量刑不当の主張を出でないものであつて、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

弁護人竹内卯一、同山田重雄の上告趣意は、事実誤認、単なる訴訟法違反、量刑 不当の主張に外ならないものであつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

また記録を調べても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三二年一一月二六日

最高裁判所第三小法廷

保			島	裁判長裁判官
介	又	村	河	裁判官
Ξ	俊	林	小	裁判官
己	克	水	垂	裁判官